**（参考例）**

**１１　指定特定福祉用具販売(**指定介護予防特定福祉用具販売**)事業所の運営規程の例**

●●●●（事業所名）運営規程

（指定特定福祉用具販売及び指定介護予防特定福祉用具販売）

　　(事業の目的)

第１条　＊＊法人△△が開設する●●●●（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定介護予防特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定福祉用具販売等の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第２条　事業においては、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活の便宜を図りその機能訓練及び生活機能の維持又は改善に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

５　指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(１)　名称　　●●●●（事業所名）

　(２)　所在地　香川県○○市○○丁目○番○号　○○ビル○階

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者　１名

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(２)　福祉用具専門相談員　○名以上

特定福祉用具販売等の計画作成、福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等を行い指定特定福祉用具販売等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(１)　営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

(２)　営業時間　午前○時から午後○時までとする。

(３)　サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

（指定特定福祉用具販売等の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額）

第６条　指定特定福祉用具販売等の提供方法及び取扱種目は次のとおりとする。

（１）特定福祉用具販売等計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。

（２）販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

（３）利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

２　特定福祉用具販売等の品目は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」に基づく以下のものとする。

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 排泄予測支援機器
4. 入浴補助用具
5. 簡易浴槽
6. 移動用リフトのつり具の部分

３　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定福祉用具販売等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(１)　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル未満　＊＊＊円

(２)　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル以上　△△△円

４　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上

　で、支払に同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、○○市（島しょ部除く。）、□□郡△△町の区域とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第８条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(１)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(２)　虐待防止のための指針を整備する。

(３)　従業者などに対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施する。

(４)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第９条　事業所は、提供した指定特定福祉用具販売等に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第11条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(１)　採用時研修　採用後○か月以内

(２)　継続研修　　年●回

２　事業所は、適切な指定特定福祉用具販売等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定特定福祉用具販売等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

４　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、当該指定特定福祉用具販売等事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

６　事業所は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

７　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊法人△△と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。